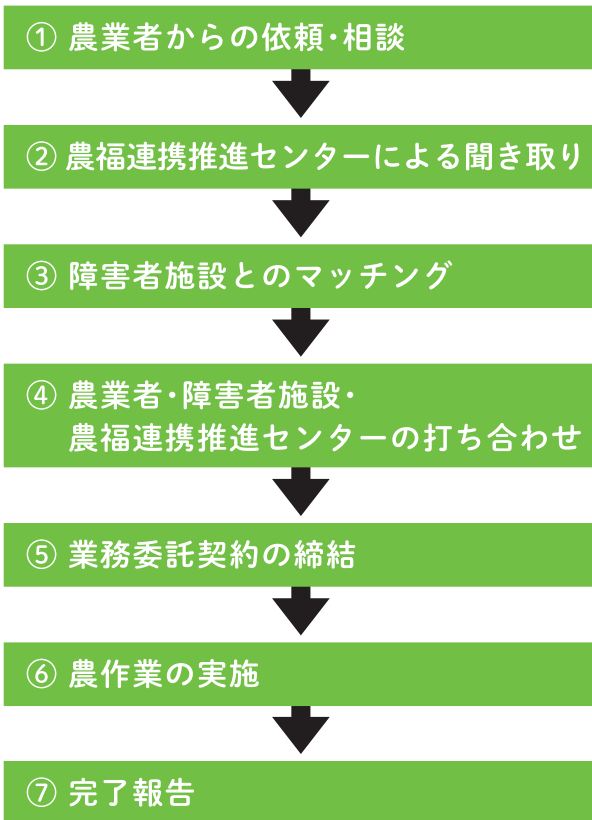


山梨県農福連携推進センターをご活用ください

～農作業受委託の流れ～



農業者と 施設を マッチング

① 農業者からの依頼・相談

- 農福連携推進センターが依頼・相談等をお受けします。

② 農福連携推進センターによる聞き取り



- 農業者から「作業内容・作業工程・作業量・作業場所の位置・委託期間・作業料金」などを聞き取り、『農作業カルテ』を作成します。

- 作業場所や作業内容等を考慮して候補施設に打診します。

③ 障害者施設とのマッチング



- 農福連携推進センターが施設に具体的な内容を説明し、マッチングを行います。

④ 農業者・障害者施設・農福連携推進センターの打ち合わせ

- 具体的な作業内容や作業料金の打ち合わせをします。

- 農福連携推進センターの職員がアドバイス等のお手伝いをします。

⑤ 業務委託契約の締結

- 農業者と障害者施設が合意した後は『業務委託契約書』を締結します。

⑥ 農作業の実施

- 農作業中の指導及び安全管理は施設スタッフが行います。

- 農業者は作業の実施具合等の確認をお願いします。

⑦ 完了報告

- 障害者施設は農業者に作業の完了報告を行います。

- 農業者から障害者施設に作業料金の支払いを行います。

障害への 理解が 大切です

障害のある方がほ場で作業を行うには、農業者と障害者施設との間に信頼関係を構築しながら、ほ場での作業を円滑に進めていくことが大切です。

ここでは、障害の特性と障害のある方への配慮をまとめましたので、参考にしてください。

障害にはさまざまな特性があります。まずは障害の特性というものを理解し、障害を個性として考えることからスタートしましょう。

特性を理解しても、実際のコミュニケーションに不安を感じるかもしれませんが、農業者が直接指示を伝える訳ではありません。利用者をよく知る施設職員が必ず同行して、責任をもって指導します。

障害の特性を理解する

身体障害

身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態（視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害など）

➡ 手足の不自由な人はほ場での作業が難しいが、判断能力は高く、作業管理で能力を発揮する人がいる。

知的障害

日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動に支障がある状態

➡ 体力を必要とする作業を行える。単純な作業でも集中力を持続できる人がいる。他方、適期の収穫等の判断が難しい人もいる。

精神障害

さまざまな原因による精神疾患によって日常生活に制約がある状態。

➡ 判断能力が高い。他方、長い時間の作業が苦手だったり、幻覚・幻聴等で集中力が持続しない人もいる。

働きやすい環境に配慮する

作業場内を整理整頓する（道具を分かりやすい場所に置く）

通路に荷物を置かない

危険個所（段差や斜面など）に目印を設置する

注意事項を張り紙やホワイトボードに記載し、全員が見える場所に提示する

農業者には働き慣れたほ場でも、障害のある方にとっては、ケガにつながるかもしれません。万一のトラブルに向けて、ほ場の作業環境を見直し、危険がないよう整備しておく必要があります。

農作業を 細分化・ 単純化する

障害のある方が1人ですべての作業工程を実施する前提では、苦手な工程が含まれるなどの理由で作業を実施できないことがあります。しかし、**作業工程を切り分けることで対応が可能**になる場合があります。

また、作業を行う際に、程度や加減の判断が難しい場合には、**農業者からの説明を工夫するほか、資材や品目の選択を工夫**する方法もあります。

作業工程が複雑な場合

障害のある方がすべての工程を実施できない場合

➔ 作業工程を切り分けることで対応

- 作業工程の一部を障害のある方が実施、それ以外は農業者が実施
- 複数の障害のある方が、それぞれが得意な作業を分担して実施

作業工程の切り分け事例 ①

(障害のある方と農業者が作業を分担)

ももの摘果(予備摘果)



小さい実・変形した実、枝の上側・横側、先端、根元についた実だけを取る(仕上げ摘果は農業者が実施)

作業工程の切り分け事例 ②

(障害のある方が得意な作業を分担)

花苗の鉢上げ準備(鉢への土詰め)

鉢を並べる係



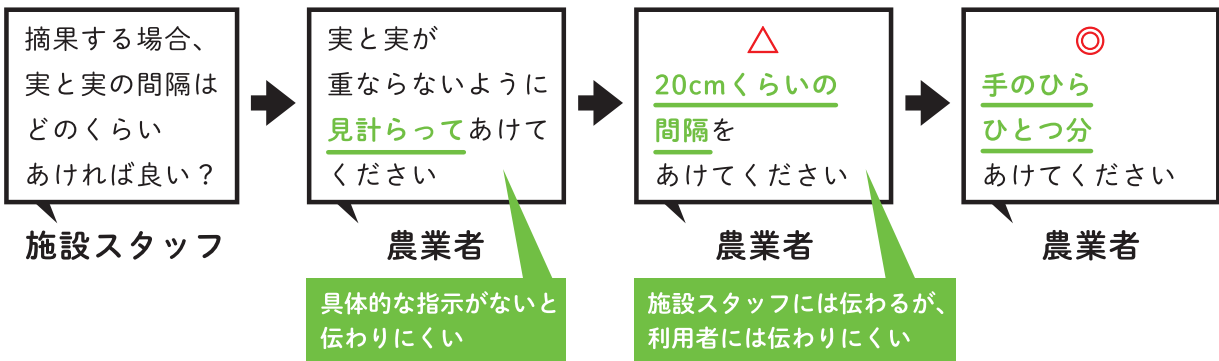
土を詰める係



作業を行う際に、 程度や加減の判断を必要とする場合

- ➡ 農業者からの説明を工夫する
- ➡ 「程度や加減の判断を必要としない」資材や品目を選定する

作業内容の説明を工夫する（例：摘果の場合）



資材や品目の選択事例

(程度や加減の判断を必要としない資材を使用)

ぶどうの傘かけ

使った傘かけ
ホチキス



使った傘かけ
ワンタッチ傘



ホチキスを使った傘かけは、ある程度の技術が必要だが、「ワンタッチ傘」を使用すれば、初めて作業をする方でも慣れた方でも同じ仕上がりに

資材や品目の選択事例

(程度や加減の判断を必要としない品目を選択)

醸造用ぶどうの収穫



生食用ぶどうでは、「着色が十分か」等の判断が必要だが、醸造用ぶどうでは、ほ場全体を一斉収穫するため、個々の果実について適期かどうか判断する必要はない

農福連携の 注意すべき ポイント

これまで山梨県農福連携推進センターのマッチングにおいて、障害者施設や農業者から寄せられた質問をまとめました。今後、農福連携を実施する際の留意点としてご活用ください。

農業者

Q1: 障害者施設による農作業は、どのような形で行われますか？

A1: 施設を利用する障害のある方と施設スタッフでチームを組んで作業を行います(利用者3~5名程度に施設スタッフ1名が同行します)。

Q2: 障害者施設への作業委託では、どのような農作業を依頼することができますか？

A2: 「農作業受委託の事例」(P.8~9)に挙げたものをはじめ、作業を切り分けることによって様々な作業が可能となります。山梨県農福連携推進センターによるマッチングでは、センター職員が農業者の要望を伺いながら、対応できる施設とのマッチングや、作業内容の調整をさせていただきます。

Q3: 土・日曜日、祝祭日でも作業をお願いできますか？

A3: 障害者施設が農作業の依頼に対応できるのは、基本的に「平日の午前10時~12時、午後1時~3時」となります。

Q4: 作業場所までの利用者の送迎や、昼食・休憩等の対応はどうするのですか？

A4: 送迎、休憩等については同行している施設スタッフが対応します。また、昼食や水分補給のための飲料については、施設側が持参します。

障害者施設

Q1: 障害者施設のスタッフや障害のある方に農業経験がなくてもできますか？

A1: 未経験者でも、農福連携推進センター職員などがサポートするので大丈夫です。

Q2: 作業時間はどうなりますか？

A2: 利用者の通常の作業時間(平日の午前10時~12時、午後1時~3時)が目安となります。

Q3: 利用者への説明・指示は、誰が行うのですか？

A3: 作業場所には施設スタッフが同行し、利用者に対する作業内容の説明・指示を行います。

Q4: もし、作業中に事故・怪我等があった場合はどのように対応するのですか？

A4: 施設スタッフの対応をお願いします。また、施設には保険加入をお勧めしています。

Q5: 作業単価は、どのように決めるのですか？

A5: これまでの作業経験や作業をされる利用者の障害の程度により異なります。農福連携推進センター、農業者、障害者施設との話し合いで決定させていただきます。

屋外作業には 細心の注意を

農業は屋外での作業が多いことから、気候・作業に応じた服装や、トイレ・手洗いなどの衛生管理が重要です。また、作業によって農機具などを使用することもあります。

障害者施設が農業者から作業受託する場合に、農業者及び障害者施設がそれぞれ事前に心がけておくべき注意点をまとめました。

なお、農業者が障害のある方を雇用する場合や障害者施設が自ら農業に取り組む場合にも同様な配慮が必要です。

農業者

(受入準備)

- 道具を使う作業の場合、事前に施設スタッフに対し安全な使い方などを指導する。
- 畑の中の危険箇所がわかるように工夫をする。(スプリンクラー、枝の引っ張り線などに目印をつける等)

(衛生管理)

- 農作業を実施する場所の近隣のトイレや休憩場所を確認し、作業しやすい環境となるよう配慮する。

障害者施設

(道具・服装など)

- 作業人数に応じ、必要な道具を準備する。(農業者から道具を借り入れる場合は、「誰のものか」を明確にしておく)
- 季節や作業に合わせた適切な服装を心がける。(虫刺されやケガの防止のため、夏も長袖、長ズボン、帽子、作業に合った手袋などを着用することが望ましい)

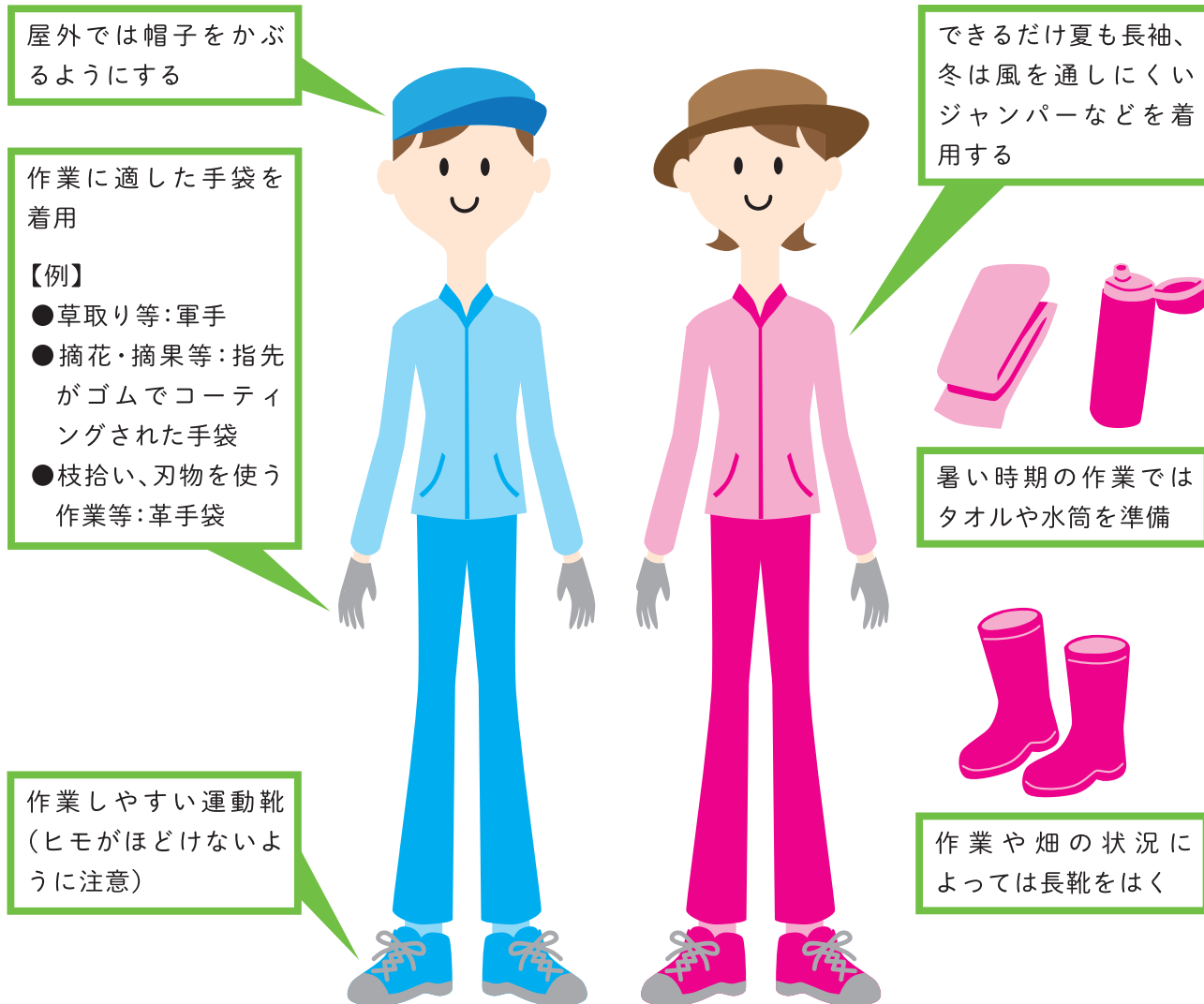
(衛生管理)

- 収穫物の調整や袋詰めなどでは、手洗い、マスクの着用などを徹底する。

共通事項

- できる限り細分化・単純化した作業マニュアルを作成することが望ましい。
- 一人ひとりの作業能力や適性に合わせて作業を選択する。
- 作業は徐々に習得してもらい、習熟度に合わせて高度化していく。

農作業に適した服装を



- 野外での農作業の場合、できるだけ長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を控える。（日焼け、ケガ、虫刺されなどを防ぐため）
- 帽子を着用し、長い髪は結ぶ。
- 作業に合わせて手袋を着用する。
- フリル付きなど、枝や機械に引っかかりそうな服装は避ける。
また、マフラーを巻く時もなびいたりしないように注意する。（機械等への巻き込まれ事故防止のため）
- 天候や畑の状態によっては長靴をはく。
- 汗ふきタオルや水分補給用の水筒を携行する。

山梨県での農福連携の事例です。
作業の切り分けにより、様々な作業が可能となります。

作物	作業内容	実施地域	実施時期
もも	摘花	韮崎市、南アルプス市	4月上旬
	摘果	韮崎市、笛吹市、甲州市	5月上旬～下旬
	袋かけ	韮崎市	6月上旬～
	施肥	南アルプス市、甲州市	12月
ぶどう	房づくり	山梨市、笛吹市	5月下旬～6月上旬
	傘かけ	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	6月上旬～
	傘のかけ替え、袋はずし	南アルプス市	8月中旬
	傘の洗浄	全域	10月～
すもも	花粉取り	南アルプス市	3月下旬
	受粉	南アルプス市	4月上旬
	摘果	南アルプス市、山梨市	5月上旬
	剪定枝回収	南アルプス市	9月中旬
おうとう (さくらんぼ)	摘み取り	南アルプス市	6月
	選果(選果機使用)	南アルプス市	6月上旬
ブルーベリー	収穫	富士河口湖町	7月中旬～8月上旬
ゆず	搾汁後の果実の薄皮分離	富士川町	11月下旬～12月中旬
スイートコーン	皮むき、出荷調整	富士河口湖町	7月中旬～8月上旬
トマト	収穫	中央市	10月上旬

作物	作業内容	実施地域	実施時期
いちご	収穫	甲府市	4月中旬～6月上旬
	片付け(マルチ除去等)	甲府市、昭和町	6月上旬～下旬
	育苗用鉢への土詰め	笛吹市	7月上旬
	定植	中央市	10月上旬
	ハウス内の清掃、除草	甲府市、中央市	11月下旬～
鳴沢菜	収穫	鳴沢村	7月上旬～下旬
だいこん	収穫、洗浄、選別	北杜市	11月下旬
さつまいも	収穫後の手入れ(根切り)	北杜市	10月下旬
じゃがいも	マルチ張り	富士吉田市	4月下旬
	定植	富士吉田市	4月下旬
	収穫	富士吉田市、甲斐市	4月下旬
にんにく	芽かき、収穫	富士河口湖町	6月中旬～7月下旬
花き	鉢上げ	鳴沢村	8月下旬～10月中旬
	食用花のパック詰め	富士吉田市	1月中旬
水稻	苗床づくり	南アルプス市	5月中旬
	稲刈り、天日干し	南アルプス市	9月中旬
	脱穀	南アルプス市	9月中旬
大豆(あけぼの大豆)	大豆の選別(種子用)	身延町	1月下旬～3月下旬
茶	除草	南部町	9月下旬
蚕	繭の選別	富士川町	10月上旬～12月中旬